

鎌取コミュニティセンター避難所運営委員会 規約

(名 称)

第1条 この会は、鎌取コミュニティセンター避難所運営委員会（以下「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、鎌取コミュニティセンターとする。

(目 的)

第3条 本会は、千葉市地域防災計画（平成30年3月修正）に基づき、千葉市指定避難所である鎌取コミュニティセンターにおいて、平常時から自助・共助・公助の役割分担と連携を築くことにより、大規模な災害の発生時に、避難者が主体的な避難所運営を、円滑に行うことを目的とする。

(委 員)

第4条 本会は、第3条の目的に賛同し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本会で承認した避難を予定する地域住民等（以下「地域住民」という。）
- (2) 施設管理者若しくは施設管理者が指定する者（以下「施設管理者」という。）
- (3) 区災害対策本部から派遣される避難所担当職員（以下「市担当職員」という。）
- (4) 本会で承認した地域店舗・地域活動団体・ボランティア団体等
- (5) 災害時において、避難者から互選された避難者の代表及び避難所運営に従事する者（以下「避難者代表」という。）

2 前項に掲げる委員は、社会的多様性に配慮した構成とする。

(委員の責務)

第5条 地域住民は、町内自治会・自主防災会・管理組合等を中心に、平常時から避難所生活における役割分担や避難所施設の利用方法を定め、災害時には緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、共助の精神に基づき、主体的な避難所運営を行う。

2 施設管理者は、緊急に避難所を開設する必要がある場合に避難所を開設し、避難所運営が軌道に乗るまでの間、避難所運営を行うとともに、平常時から運営委員会と連携し、使用する施設の維持管理及び円滑な避難所運営の支援を行う。

3 市担当職員は、平常時から運営委員会と連携し、災害時には避難所を開設し、運営委員会及び施設管理者と連携して、避難所運営の取りまとめを行うとともに、区災害対策本部との連絡調整等を行い、円滑な避難所運営を推進する。また、必要に応じて避難所内に災害時要配慮者窓口の設置や、福祉避難室の開設を行い、災害時要配慮者に対して一元的な対応と支援を行う。

4 地域店舗・地域活動団体・ボランティア団体は、平常時から運営委員会と連携し、円滑な避難所運営の支援を行う。

(活 動)

第6条 本会は、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 平常時
 - ① 組織の運営
 - ② 避難所開設・運営訓練等の実施
 - ③ 災害時備蓄品の維持管理
 - ④ 「鎌取コミュニティセンター避難所開設・運営マニュアル（以下「カマコミ避難所マニュアル」という。）」の整備
 - ⑤ 地域への周知
 - ⑥ その他、本会の目的達成に必要な活動
- (2) 災害時
 - ① 「カマコミ避難所マニュアル」に基づく避難所開設と運営
 - ② その他、本会の目的達成に必要な活動

(役員)

第7条 本会には、下記の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 前項に掲げる役員は、第4条に定める委員から互選する。

(役員職務)

第8条 委員長は、会務を統括し、本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。なお、委員長は、あらかじめ職務を代理する副委員長を指名しておくものとする。

3 会計は、本会の会計を司る。

4 監事は、会計監査を行い、その結果を本会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議開催)

第10条 本会は、第3条の目的を達成するために以下の会議を開く。

- (1) 平常時
 - ① 年1回以上開催する。
 - ② 委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。
 - ③ 議長は、委員長が指名した者が行う。
 - ④ 議決は、委員の過半数による。
 - ⑤ その他必要に応じて、専門部会等を開催することができる。
- (2) 災害時
 - ① 「避難所会議」として毎日1回以上開催する。
 - ② 委員長が招集し、議長になる。

③ 必要とされる事項について、「カマコミ避難所マニュアル」と照会するなどし、委員と協議の上で議決する。

(活動班の設置)

第11条 本会は、第3条の目的を達成するために以下の活動班を置く。

- (1) 総務班
- (2) 施設班
- (3) 救護班
- (4) 食糧班
- (5) 物資班

2 各活動班には、班長を置く。班長は委員から互選する。

3 班長を補佐する者として、副班長を置く。副班長は、班長を補佐するとともに、班長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。副班長は班長が指名する。

4 第1項に掲げる活動班の業務は、「カマコミ避難所マニュアル」にて定める。災害時には必要に応じて分割もしくは増減を行う。

(経費)

第12条 本会の活動に要する経費は、千葉市避難所運営支援補助金、寄付金及びその他の収入を以ってこれにあたる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

3 会計監査は、毎年1回監事が行う。ただし必要があれば臨時に行う。

(規約の改廃)

第13条 本規約の改廃は、平常時に本会によって開催された会議の決議による。

(補則)

第14条 本会における個人情報の取扱いに関しては、別紙「鎌取コミュニティセンター避難所運営委員会 細則 個人情報取扱方法」に定める。

第15条 災害時にこの規約に定められていない事項及び疑義が生じたときは、その都度本会によって開催された避難所会議にて決定するものとする。

(付則)

この規約は、平成25年8月27日から施行する。

(付則)

この規約の改正を、平成31年3月8日から施行する。

旧第12条(活動班の業務)及び旧第13条(災害時活動の停止)は、第6条「カマコミ避難所マニュアル」により定めるため、削除。